

規則概目

- 一 校名 東京攻法館学務舎
- 一 地位 東京府神田区神田錦町一丁目六番地
- 一 教則

- 一 学科 法律学専門
- 一 教科書 無之

但シ専ラ口授筆記ノ法ヲ用キル見込

- 一 生徒在学期限 満二ケ年

- 一 生徒等級 未定

- 一 一週授業時間 四時

- 一 受業料 金壹円

- 一 生徒試験ノ期限 一年二次

右之通り開業候間此段上申仕候 以上

明治十三年一月九日

神田区神田錦町一丁目六番地
寄留埼玉県士族

法学士 高橋一勝 (印)
同区同所寄留高知県士族

法学士 山下雄太郎 (印)
同区同所寄留岡山県平民

法学士 磯野 計 (印)
東京府知事 松田道之殿

前書之通届出候ニ付奥印候也

神田区長 沢 簡徳 (印)

40 東京攻法館の開業 (明治十三年一月)

明治十三年 月 日 受
一月十日 出

八等属石川 浩 (印)

知事 書記官 (千田印)
(田沼印)

学務課 (平井印)

私学開業之件

(欄外注記1)

深川区佐賀町壹丁目二十九番地

静岡県士族

学科 小学

田中忠景

養成学舎

本所区緑町壹丁目四拾七番地士族

一貫学舎

堀中徹蔵

神田区錦町一丁目六番地岡山県平民

学科 法律学

高橋一勝

校名 東京攻法館学務舎

外二名

右各私学開業並学科改正等上申候ニ付取調候処不都合之義無之
就而者御聞置可相成哉此段相伺候也

私立法律学校開業ニ付上申書 (欄外注記2)

東京府知事 松田道之殿

前書之通届出候ニ付奥印候也

神田区長 沢 簡徳 (印)

(欄外注記1)

「収受成九・戌二三・戌三〇号」「一月十一日判決済」

(欄外注記2)

「一月九日収受」

〔自明治十三年一月至同三月 私立学校書類
回議録 第六類 学務課 611
B5 3〕